

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 精神通院医療を担当する医療機関の指定
 - 保安林の指定
 - 土地収用法に基づく事業の認定
 - 道路の区域変更
 - 道路の供用開始
 - 道路の占用を制限する区域の指定
- 【公告】
- 公共測量の終了
 - " "
 - " "
 - 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧
 - " "
 - 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
 - " "
 - 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了
 - 落札者等の決定
- 【公安委員会】
- 指定講習機関の指定の一部改正

健康推進課

治山課

監理課

道路整備課

"

"

監理課

"

"

都市計画課

"

建築指導課

"

"

"

"

用度課

"

運転免許課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和七年一月十七日

指定した医療機関

名称

プレひまわり薬局茶屋町店

所在地

倉敷市茶屋町二三四

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定年月日

令和七年一月六日

◎岡山県告示第十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和七年一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林の所在場所

浅口市金光町占見新田一八六一の一、一八六一の三、一八六三の二、一八六六の二、一八六六の四、一八七〇の一、一八七〇の二、一八七一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

金光町占見新田一八七〇の二・一八七一（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び浅口市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

令和七年一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 起業者の名称
社会福祉法人四ツ葉会
- 二 事業の種類
老人デイサービスセンター、小規模多機能型居宅介護事業所及び障害児通所支援事業所駐車場整備事業
- 三 起業地
 - 1 収用の部分 岡山県倉敷市中庄字吉田南地内
 - 2 使用の部分 なし
- 四 事業の認定をした理由
 - 1 法第二十条第一号の要件への適合性について
老人デイサービスセンター、小規模多機能型居宅介護事業所及び障害児通所支援事業所駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第二十三号に掲げる「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業」に該当する施設を整備する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。
 - 2 法第二十条第二号の要件への適合性について
本件事業の起業者である社会福祉法人四ツ葉会（以下「本件起業者」という。）は、本件事業に要する経費について財源措置を講じており、また、昭和四十七年の法人設立以来、第一種社会福祉事業（特別養護老人ホーム事業）及び第二種社会福祉事業（老人デイサービスセンター事業、小規模多機能型居宅介護事業、障害児通所支援事業等）を運営している実績があることから、本件事業を遂行するための充分な意思と能力を有していると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。
 - 3 法第二十条第三号の要件への適合性について
 - 1 本件事業の施行により得られる利益については、本件起業者が運営する社会福祉施設において不足が見込まれる二十一台分の駐車場の新設及び増設を含む駐車場の再整備を行うことで、駐車場を含む施設の安心・安全な利用が可能となり、地域の社会福祉サービスの向上に相当の寄与が見込まれる。
また、本件事業の計画においては、①安全性を考慮し、既存敷地と近接であること、②駐車位置から施設入口へのアプローチが容易であること、③既存敷地と一体的な利用が可能であること、④必要最小限の面積であること、⑤経済性において合理的で優位であることを条件として、複数の候補地について検討を行った結果、最適となる案を採用している。
 - 2 本件事業の施行により失われる利益については、本件事業が環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等による環境影響評価の対象事業となっていないこと、また、本件事業に係る土地には、保護のための特別の措置を講ずべき重要な動植物及び文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める周知の埋蔵文化財包蔵地が見受けられないことから、軽微なものと考えられる。
 - 3 ①で述べた得られる利益と②で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業については、本件起業者が運営する社会福祉施設において必要が見込まれる駐車場の再整備を行う事業であり、当該事業は令和六年度の完成予定であることから、早急に施行されるべき事業であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までに述べたように、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本件事業について、法第二十条の規定により事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

倉敷市保健福祉局保健福祉推進課

令和7年1月17日 岡山県公報 第12668号

◎岡山県告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三三三号
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
真庭市山田字大正田一九六八番五地先から		新	一一・五〇 二〇・八	四〇〇・四
真庭市山田字八幡町一八三三番一地先まで		旧	五・六〇 一九・〇	四〇〇・四

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 園井里庄線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
笠岡市広浜字長池七七〇番一地先から		新	七・七〇 二五・〇	一三四八・九
浅口郡里庄町大字新庄字曲り井手二番一 地先まで		旧	四・八〇 二五・〇	一三四八・九

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 馬橋平福線
- 三 道路の区域

令和7年1月17日 岡山県公報 第12668号

◎岡山県告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	園井里庄線	笠岡市広浜字長池七七〇番一地从先から 浅口郡里庄町大字新庄字曲り井手二番一地从先 まで	令和七年一月十七日
県道	馬橋平福線	勝田郡勝央町曾井字西向三一三番一地从先から 美作市下香山字原ノ脇一三〇番一地从先まで	

◎岡山県告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占有を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年一月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定する道路の種類、路線名及び占有を制限する区域

道路の種類	路線名	占有を制限する区域
一般国道	三二二号	真庭市山田字大正田一九六八番五地先から 真庭市山田字八幡町一八三三番一地先まで

二 占有の制限の対象とする物件

新たに地上に設ける電柱（四の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

四 占有の制限の開始の期日

令和七年一月十七日

〔二三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市玉島八島地	測量区域
公共測量（基準点測量等）	測量の種類
令和六年十二月二十三日	終了年月日

〔二四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、真庭市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	真庭市宮地、山田、一色及び栗原地内
測量の種類	公共測量（三級基準点測量及び四級基準点測量）
終了年月日	令和七年一月六日

〔二五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年一月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

美作市豊野地内	測量区域
公共測量（基準点測量、現地測量及び路線測量）	測量の種類
令和六年九月三十日	終了年月日

〔二六〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により新見市から新見都市計画土地地区画整理事業についての都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和七年一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

新見都市計画土地地区画整理事業

二 都市計画の決定年月日

令和七年一月六日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、新見市建設部都市整備課において縦覧に供する。

〔二七〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により新見市から新見都市計画道路についての都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和七年一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

新見都市計画道路

二 都市計画の決定年月日

令和七年一月六日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、新見市建設部都市整備課において縦覧に供する。

〔二八〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年一月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市富原字近政三八二番七、三八二番一、三八二番一四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区今三丁目一三番一九号ヌーベルイヌカイA三〇二号室

弓場 雄大

弓場 絢香

三 許可年月日及び許可番号

令和六年十一月十八日岡山県指令建指第三一四号

〔三〇〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和七年一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三須字中所一三〇四番、一三〇四番一、一三〇九番二、一三一〇番一、一三

一一番一、一三一二番

二 公共施設の種別

道路、水路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市駅前一丁目八番二号

アイアール不動産株式会社

代表取締役 塚本 剛巳

五 許可年月日及び許可番号

令和六年七月二十五日岡山県指令建指第一八八号

〔三一〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。
令和七年一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 落札物品の名称及び数量
ノート型パーソナルコンピュータ（知事部局分） 五百二十八式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県出納局用度課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 三 落札者を決定した日
令和六年十一月二十日
- 四 落札者の名称及び所在地
リコージャパン株式会社 デジタルサービス営業本部岡山支社岡山第二営業部
岡山市北区下中野二三六番地の六
- 五 落札金額
五六、九〇七、七〇八円（うち消費税額及び地方消費税の額五、一七三、四二八円）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 入札公告日
令和六年十月八日

◎岡山県公安委員会告示第三号

平成五年岡山県公安委員会告示第二十四号（指定講習機関の指定）の一部を次のように改正する。

令和七年一月十七日

岡山県公安委員会

本則の表五の項中「中里強」を「松本富治」に改める。